

出 総 第 337 号
令和 3 年 3 月 5 日

(一社) 岩手県建設産業団体連合会
会 長 向 井 田 岳 様

岩 手 県 出 納 局 長

監理技術者の兼務に関する取扱いについて（通知）

日頃、本県営建設工事入札につきまして格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設業法改正等に伴い、令和 2 年 10 月施行により監理技術者の専任義務が緩和され、本年 4 月施行により施工管理技士補（技術検定の第一次検定に合格した者）が追加されることから、監理技術者の兼務を認める対象工事等の取扱いについて、別紙のとおり定めましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員の皆様へも御周知くださるよう、お願いいたします。

【担当：総務課入札担当 長谷川：内線 5057】